

秘

殖理秘第八〇六號
 接 受 昭 和 二 〇 年 六 月 二 日
 起 案 昭 和 二 〇 年 六 月 二 日
 決 裁 昭 和 二 〇 年 六 月 廿 四 日
 行 施 昭 和 二 〇 年 六 月 廿 四 日
 完 結 昭 和 二 〇 年 六 月 廿 四 日
 淨 書 校 合 送 發

殖 産 局 長

理 財 課 長

主 任

拓 務 局 長

農 林 課 長

次 官

文 書 課 長

大 臣 丞

政 務 次 官

參 與 官

管 理 局 長

案

拓 務 省

次 官

45

臺灣總督府總務長官宛

臺灣拓殖株式會社設立ニ關スル件

符

御訂合ノ次第ニ

首題ノ件ニ關シテハ先般專總督御上京ノ際當省大臣トノ間ニ廉潔濟ノ
 趣ニ有之候處標記會社設立ノ趣旨並ニ要綱ニ關シ其後當方ニ於テ研究
 ノ結果別紙ノ如キ試案ヲ得タルニ付爲御參考及送付候條更ニ御考究ノ
 上熱帶産業調査會ニ附議セララル様致度依命此段申進候也
 追而本件ヲ熱帶産業調査會ニ附議セララル場合ニ於テハ豫メ其ノ要
 綱ヲ當省ニ御内示相煩度

別紙添附

起案用紙二號ノ一

1

私

粒

昭

研-0579



秘

臺灣拓殖株式會社設立ノ趣旨

(一〇キニ)

現下世界經濟界ノ動向並ニ本邦ノ國際的地位ニ照スニ將來我が國力
伸長ノ指標ハ南支南洋ノ地ニ存スベキコト論議ノ餘地ナキ所ナリ其
ノ廣大ナル沃土ト豊富ナル資源トノ開發ニ着手スルハ單ニ國運ノ進
展ニ資スベキノミナラズ世界人類ノ福祉増進ニ寄與スルモノ蓋シ鮮
少ナラザルベシ

惟フニ我が臺灣ハ帝國領域ノ南門ニ位シ南方發展ノ礎石トシテ最モ
好適ノ地位ヲ占ム殊ニ南支ノ住民ハ漢民族ニシテ臺灣ニ於ケルト種
族ヲ同ジウスルノミナラズ南洋ニ於テモ亦華僑トシテ其ノ經濟的勢
力侮リ難キモノアリ此ノ如キ地理的條件ト人種的機縁トニ鑑ミルト
キハ南支南洋ニ對スル本邦ノ經濟的進出ヲ圖ルニ當リ臺灣ヲ根據ト

スルコト最モ策ノ得タルモノト信ズ

然レドモ南支南洋開發ノ事業タル殊ニ當初ニ於テ之ガ實行容易ナラ
ザルノミナラズ採算上亦必ズシモ有利ナルヲ期シ難シ從來本邦人ニ
シテ之ヲ企圖セルモノ尠カラズト雖事蹟ノ見ルニ足ルベキモノ多カ
ラズ仍テ新ニ特殊會社ヲ設立シ政府ニ於テ特別ナル保護ヲ與フルト
同時ニ嚴重ナル監督ヲ加ヘ自ラ拓殖事業ノ經營ニ當ラシムルト共ニ
各種事業ノ輔導助成ニ努メシムルノ要アリ即チ政府ハ本會社ノ成立
ヲ援助シ之ガ經營ヲ助成スル爲臺灣ニ於ケル官有地ヲ出資シ以テ資
金ノ充實ト基礎ノ強化トニ資スルヲ適當トスベク尙東洋拓殖株式會
社ノ營業區域ハ南支南洋ニ及ベルヲ以テ此ノ際同社ヲシテ新會社ニ
對シ相當額ヲ出資セシメ以テ兩者相提携シテ同方面ニ對スル國策遂
行ニ協力セシムルヲ必要ト認ム

爾テ臺灣統治ノ現状ヲ觀ルニ改隸以來四十年ニ亘ル官民ノ活潑經營ニ依リ文化ノ向上産業ノ興隆共ニ往時ニ比シ面目ヲ一新シタルモノアリト雖モ其ノ天惠ト資源トヲ考慮スルトキハ之ガ開發未ダ必ズシモ全カラザルナリ殊ニ島内ニハ廣面積ノ浮覆地其他ノ未墾地存スルヲ以テ此際内地農民ヲ移植シテ之ガ開拓ニ當ラシムルハ臺灣ニ於ケル内地人人口増加ノ邁々タル趨勢ニ鑑ミ同島統治上最モ緊切ノ要務タルノミナラズ之ガ産業開發上亦甚ダ意義深キモノト謂ハザルベカラズ而モ此ノ如キハ政府代行ノ民間機關ヲシテ之ニ當ラシムルコト事業促進ノ最捷徑タルベシ

以上述ブル所ノ如ク熱帯産業ノ開發ガ帝國ニ課セラレタル現下ノ重大使命ナルニ鑑ミ別紙要綱ニ基キ法律ヲ以テ臺灣拓殖株式會社ヲ設

立シ南支南洋ニ於ケル經營進行ニ當ラシムルト共ニ臺灣ニ對スル内地人ノ移植ニ從ハシメムトスル所以ナリ



臺灣拓殖株式會社設立要綱

(一九〇五年ニル)

臺灣、南支及南洋開發ノ爲法律ヲ制定シテ標記特殊會社ヲ設立セ

トス

甲、會社ノ組織

一、資本金

五千萬圓トス

二、出資

(1) 主トシテ政府及東洋拓殖株式會社ノ出資トシ尙株式ノ一部ヲ公募スルコト

(2) 政府ハ臺灣ニ於ケル官租地及官有未墾地ノ内拓殖事業ニ供シ得ベキモノヲ現物出資スルコト

備考

(1) 出資者トシテ必要アルトキハ臺灣ニ於ケル拓殖事業關係者等ヲモ考慮スルコト

(2) 政府ノ出資スベキ土地ニ付テハ評價委員會ヲ設ケテ公正ナル評價ヲ爲サジムルコト

三、本店、支店及出張所

本店ハ之ヲ臺北ニ置キ支店及出張所ハ事業ノ必要ニ應ジ適當ノ地ニ置クモノトスルコト

四、役員

總裁一人、副總裁一人、理事三人以上、監事二人以上

總裁ハ政府之ヲ命ズルコト

理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ選任シ政府ノ認可ヲ受ケシムル
コト

監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ選任スルコト

乙、會社ノ機能

一、事業

(1) 臺灣、南支及南洋ニ於ケル拓殖事業

(2) 臺灣、南支及南洋ニ對スル移住民ノ募集、配置、輔導及之ニ必
要ナル施設

(3) 前二號ノ事業ノ爲必要ナル土地（土地ノ利用ニ關スル權利ヲ含
ム）ノ取得、經營及處分並ニ土地改良事業

(4) 前三號ニ掲ゲタル事業ヲ營ム者及移住民ニ對シ必要ナル資金ヲ

供給スルコト

(5) 第一號ノ事業及移住民ノ生産物ノ買取、加工及販賣

(6) 前各號ニ附帶スル事業

(7) 其ノ他政府ノ許可ヲ得タル事業

二、會社ノ特權

(1) 資本増加ニ際シ株金全額ノ拂込ヲ要セザルモノトスルコト

(2) 商法第二百條ノ規定ニ拘ラズ拂込資本額ノ十倍ヲ限り臺灣拓殖
債券ヲ發行シ得ルモノトスルコト

丙、會社ニ對スル政府ノ補助及監督

一、補助

(1) 政府ハ本會社ノ移民ニ關スル事業ニ對シ毎年相當額ノ補助金ヲ

交付スルコト

(2) 毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ會社ノ利益ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込資本金額ニ對シテ年六分ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セザルモノトスルコト

(3) 臺灣ニ於テ今後生ズベキ浮廢地又ハ開墾可能ナル官有地ハ成ルベク之ヲ本會社ニ拂下グルコト

二、監督事項

政府ハ本會社ノ業務ヲ監督スルコト（第一次監督官廳ヲ臺灣總督、第二次監督官廳ヲ拓務大臣トスルコト）

(1) 政府ハ監理官ヲ置キ本會社ノ業務ヲ監視セシムルコト

(2) 政府ハ本會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ得ルコト

(3) 政府ハ本會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ニシテ法令、法令ニ基キテ發スル政府ノ命令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルモノニ付其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解職シ得ルコト

(4) 左記ノ事項ニ付テハ政府ノ認可ヲ受ケシムルコト

(イ) 定款及其ノ變更

(ロ) 資本金ノ變更

(ハ) 支店及出張所ノ設置及廢止

(ニ) 重要ナル事業計畫

(ホ) 營業及會計ニ關スル規定、移住規則其ノ他ノ規定ノ制定及其ノ改正

(ハ) 借入金ヲ爲スコト
(ニ) 債券ノ發行
(ホ) 決算及損益金處分



訓令第三十二號

臺灣總督府

臺灣總督府熱帶產業調查會規程左ノ通相定ム

昭和十年五月十四日

臺灣總督 中川健藏

臺灣總督府熱帶產業調查會規程

第一條 臺灣總督府熱帶產業調查會（以下單ニ調査會ト稱ス）ハ臺灣總督ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジ本島ト南支南洋間ノ緊密ナル關係ヲ保持シ相互ノ貿易ノ進展ヲ圖ランガ爲必要ナル諸般ノ重要事項ヲ調査審議ス

調査會ハ前項ノ事項ニ關シ臺灣總督ニ意見ヲ提出スルコトヲ得

拓務省

(日本標準規格 B.5)

タイプライター用紙半裁

第二條 調査會ハ會長一人、副會長一人及委員五十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ臺灣總督、副會長ハ臺灣總督府總務長官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ臺灣總督之ヲ命ジ又ハ囑託ス

第四條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ結果ヲ臺灣總督ニ具申ス

會長事故アルトキハ副會長其ノ職務ヲ代理ス

第五條 會長ハ書面ヲ以テ委員ノ意見ヲ徵スルコトヲ得

第六條 臺灣總督ハ必要ニ應ジ臺灣總督府部内ノ官吏又ハ適當ト認ムル者ヲシテ會議ニ出席セシメ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得

拓務省

(日本標準規格 B.5)

タイプライター用紙半裁

タイプライター用紙半段

第七條 調査會ニ幹事ヲ置キ關係各廳高等官ノ中ヨリ臺灣總督之ヲ命ジ又ハ囑託ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

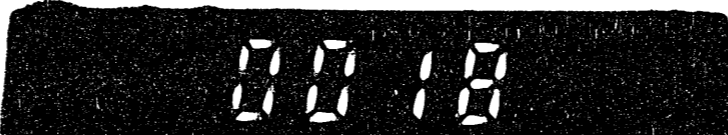
第八條 調査會ニ書記ヲ置キ臺灣總督府部内職員ノ中ヨリ臺灣總督之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

拓務省

(日本標準規格 B.5)

研-0579



秘

丙

接 受	昭 和	年	月	日	決 裁	昭 和	年	月	日
起 案	昭 和	年	月	日	施 行	昭 和	年	月	日
	昭 和	年	月	日		昭 和	年	月	日
						昭 和	年	月	日

殖産局長

理財課長

手

司

東林課長

南工課長

印

殖産局長

殖産局總督官房審議室

事務官川村直因宛

石 務 省

研-0579

0019

臺灣拓殖株式會社設立ニ関スル件

客月二十日附殖種秋葉八〇六號ヲ以テ本件關係
調査項目及送付置便處今般^{大島省ニ依リ}區記事項ニ付別紙ノ
通調査報^{書作製}候條而查收相成度

一 日本勸業銀行台灣支店貸出担保別調

一 職業別貸出調

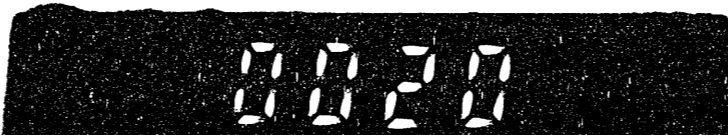
一 台灣銀行勘定科目別担保別貸出調

一 職業別貸出調

以上



(起案用紙三號ノ三)



秘

日本勸業銀行臺灣支店貸出擔保別調
(昭和九年十二月末現在)

抵當物名	臺北支店		臺南支店		合 計
	年賦	定期	年賦	定期	
(法第十四條ノ一)圓					
宅地、建物	11,247,400	1,200,000	7,827,101	1,077,800	21,352,301
田 畑	1,222,248	1,527,000	4,702,241	4,277,140	11,728,629
宅地、建物	1,000,000		1,277,122	1,277,122	2,277,122
工場財團	3,700,000				3,700,000
鹽 田			1,221,110		1,221,110
養魚池			2,222,222		2,222,222
小 計	17,169,648	2,727,000	13,029,774	6,574,040	39,490,462
無抵當	1,212,200	2,000,000		2,222,222	5,434,422

(日本標準規格 B.5)

拓務省

タイプライター用紙半枚

合計 21,352,301 13,029,774 6,574,040 39,490,462

(備考) 括弧書ハ不動産融資分外書ナリ

拓務省

(日本標準規格 B.5)

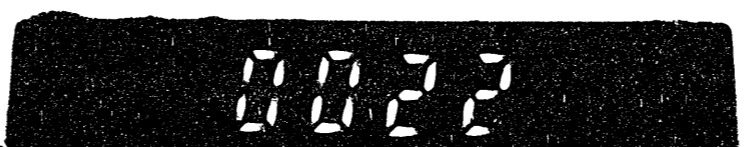
タイプライター用紙半枚

日本勸業銀行臺灣支店職業別貸出額	
(臺北、臺南兩支店合併)	
(昭和九年十二月末現在)	
職業別	貸付金額
農業	四四〇八三、五〇七、四三
工業	一、一〇三、七六五、九〇
交通運輸業	八、二九八、九〇〇
水産業	三七〇、三一、九六〇
營業資金其他	一四三、四八四、五四七、二
公共團體	一六、一六四、三〇九、六二
産業組合	六一、三〇、五七六、一六
漁業組合	一四、八二四、二〇
計	八、三二九、六〇五、六五三

拓務省

(日本標準規格 B.5)

研-0579



タイプライター用紙半段

臺灣銀行勘定科目別職業別貸出調
(島内各店分合計)
(昭和九年十二月末現在)

職業別	貸付金	當座貸越	割引手形	手形替	利付爲替	付爲替	爲替前貸爲	替入	合計
農業	140,000圓	50,000圓	110,000圓				140,000圓		430,000圓
工業	21,000圓	2,000圓	19,000圓				21,000圓		42,000圓
商業	1,000,000圓	1,000,000圓	1,000,000圓	1,000,000圓	1,000,000圓	1,000,000圓	1,000,000圓	1,000,000圓	7,000,000圓
製糖業	10,000圓		10,000圓				10,000圓		20,000圓
鑛業	11,000圓	1,000圓	10,000圓				11,000圓		22,000圓
水産業	2,000圓	1,000圓	1,000圓				2,000圓		4,000圓
公共團體	5,000圓		5,000圓				5,000圓		10,000圓

(日本標準規格 B.5)

拓務省

タイプライター用紙半段

職業別	貸付金	當座貸越	割引手形	手形替	利付爲替	付爲替	爲替前貸爲	替入	合計
農業	140,000圓	50,000圓	110,000圓				140,000圓		430,000圓
工業	21,000圓	2,000圓	19,000圓				21,000圓		42,000圓
商業	1,000,000圓	1,000,000圓	1,000,000圓	1,000,000圓	1,000,000圓	1,000,000圓	1,000,000圓	1,000,000圓	7,000,000圓
製糖業	10,000圓		10,000圓				10,000圓		20,000圓
鑛業	11,000圓	1,000圓	10,000圓				11,000圓		22,000圓
水産業	2,000圓	1,000圓	1,000圓				2,000圓		4,000圓
公共團體	5,000圓		5,000圓				5,000圓		10,000圓
計	1,218,000圓	1,053,000圓	1,235,000圓	1,000,000圓	1,000,000圓	1,000,000圓	1,218,000圓	1,000,000圓	7,924,000圓

(日本標準規格 B.5)

拓務省

研-0579

0024

秘 丙

殖理秘第八〇六號	決裁	昭和三十二年六月廿五日	書押	合校	送發
接受理	昭和三十二年六月廿五日	昭和三十二年六月廿五日	昭和三十二年六月廿五日	昭和三十二年六月廿五日	昭和三十二年六月廿五日
起案	昭和三十二年六月廿五日	昭和三十二年六月廿五日	昭和三十二年六月廿五日	昭和三十二年六月廿五日	昭和三十二年六月廿五日

殖産局長

殖産課長

長井課長

安平

殖産局長

新台 殖産課長 川村 敬 官 宛

川村 敬 官 宛

石 谷 省

研-0579

臺灣振興株式會社設立ニ關スル件

前記ノ件ニ關シ本月五日附理稅第八〇六
號ヲ以テ省督次官ヨリ貴府總務長官宛
申進次第有之ハ然レ右會社設立要綱ニ
關スル說の書並ニ會社設立ニ關シ調査セ
ル要スト認メタル項目別紙通御參考ノ旨

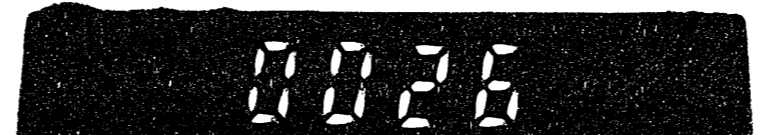
(起案用紙三號ノ三)

及送付也

追テ前記調査項目ハ主トシテ貴府ニ於テ
御調査ヲ煩スノ外各之モノト認メラルハニ付
可然御配意有之ハ為調査完了ノモノ
ニ付テハ當方ニ送シテモ御送付お要有
之ハ申上

石 務 省

研-0579



極秘

臺灣拓殖株式會社設立要綱說明

甲、會社ノ組織

(一) 資本及

一、資本金及

二、出資

臺灣ニハ現在一萬八千餘甲ニ亘ル官租地及三萬八千甲ヲ超ユル官有未墾地アリ政府ハ此ノ兩者ノ内拓殖事業ニ供シ得ベキモノヲ現物出資セムトスルモノニシテ現在年額百萬圓ヲ超ユル官租ハ類地小作料ニ比シ遙ニ低廉ナルヲ以テ會社ハ茲ニ確實ナル收入財源ヲ得ベク又廣大ナル社有地ハ以テ會社ノ資金調達ヲ有利ナラシムルニ足ルモノト認メ政府ヨリ出資スベキ官租地及官有未墾地ニ付テハ精密ナル調査ノ上公正ナル評價ヲ爲スノ要アルモ假ニ一甲步當

單價ヲ官租地千五百圓官有未墾地二百圓程度トシ前者一萬五千甲後者二萬甲ヲ出資スルモノトスレバ政府出資額ハ二千五百萬圓程度トナルベキヲ以テ政府出資額ト民間出資額トノ割合ヲ考慮シテ假ニ資本金ヲ五千萬圓ト定メタル次第ナリ
又政府ヨリ出資スベキ官租地及官有未墾地ニ付テハ利權供與等ノ疑ナカラシムル等特ニ評價委員會ヲ設ケテ慎重公正ナル評價ヲ爲スノ要アルト共ニ民間出資者トシテモ政府ノ特別ノ監督ヲ受クル東洋拓殖株式會社ノ如キヲ主トシテ選定スル外株式ノ一部ヲ公募スルコトトシ已ムヲ得ザル必要アル場合ニ限り臺灣等ニ於ケル拓殖事業關係者例之製糖會社等ヲモ考慮スルコトトスルヲ適當ト思料ス

尙東洋拓殖株式會社ノ營業區域ハ南支南洋ニ及ベルヲ以テ此ノ際
同社ヲシテ新會社ニ對シ相當額ヲ出資セシメ以テ兩者相提携シテ
同方面ニ對スル國策遂行ニ協力セシムルヲ必要ト認ム

三、本店、支店及出張所

本店ハ可成事業地ノ中心ニ置クヲ便トスルモ南支及南洋ニ於テハ
法制上其ノ他ノ不便アリ又後述ノ如ク臺灣總督ヲ當會社ノ第一次
監督官廳トスルヲ適當ト思料スルヲ以テ當會社ノ本店ハ之ヲ臺北
ニ置クヲ適當ト認ムル次第ナリ

四、役員

定數及選任ノ方法共大體ニ於テ東洋拓殖株式會社ノ例ニ倣ヒタル
モ當會社ニハ副總裁一人ヲ置クコトトセリ蓋シ當會社ノ事業ノ種

類頗ル多岐ニ亘レルノミナラズ其ノ地域亦甚ダ廣汎ナルヲ以テ特
陣容ノ充實ヲ期スルノ要アルガ爲ナリ

乙、會社ノ機能

一、事業

(1) 臺灣、南支及南洋ニ於ケル拓殖事業

例ヘバ社有地ノ開墾、山地開拓事業其他ノ拓殖事業

(2) 臺灣、南支及南洋ニ對スル移住民ノ募集、配置、輔導及之ニ必
要ナル施設

差當リ現在臺灣總督府ノ實施シツツアル臺灣ニ對スル内地人移
民事業ノ承繼

(3) 前二號ノ事業ノ爲必要ナル土地（土地ノ利用ニ關スル權利ヲ含

ム)ノ取得、經營及處分並ニ土地改良事業
差當リ社有既墾地ノ經營及主トシテ内地移民招致ニ依ル未墾地
ノ開墾並ニ山地地帯ノ經營等

前二三號ニ掲ゲタル事業ヲ營ム者及移住民ニ對シ必要ナル資金ヲ
供給スルコト
資金供給ノ方法トシテハ普通ノ貸付手續ノ外株式若ハ債券ノ應
募又ハ引受等

(5) 其ノ他政府ノ許可ヲ受ケタル事業

前各號ノ事業ヲ營ム者ニ對スル補助金交付其ノ他ノ方法ニ依ル
助成、臺灣、南支及南洋在住本邦人ノ福利増進施設等

二、會社ノ特權

(1) 資本増加ニ際シ株金全額ノ拂込ヲ要セザルモノトスルコト

商法第二百十條ノ規定ノ例外ヲ爲スモノニシテ特殊會社、保險
會社、地方鐵道會社、電力會社等ニモ認めラルル處ナリ

商法第二百十條(會社ノ資本ハ株金全額拂込ノ後ニ非ザレバ之
ヲ増加スルコトヲ得ズ)ノ規定ハ拂込徴收ニ依リ資金調達ノ途
アルニ拘ラズブレミアム收得ヲ目的トシテ不當ナル増資ヲ企ツ
ルノ弊ヲ塞ガントスルモノニシテ之ガ例外ヲ認メタル會社ノ資
本増加ハ孰レモ監督官廳ノ認可ヲ要スルヲ以テ上述ノ如キ弊ニ
陷ルノ虞ナシ而シテ如斯例外ヲ認ムルトキハ會社ノ業績良好ナ
ル場合ニ於テ急速ニ多額ノ資金ヲ調達シ得ベキハ勿論業績不振
ニシテ拂込ノ徴收困難ナル場合ニ於テモ優先株ノ發行ニ依リ所

要資金ヲ調達シ得ルノ利便アリ

(2) 商法第二百條ノ規定ニ拘ラズ拂込資本額ノ十倍ヲ限リ臺灣拓殖債券ヲ發行シ得ルモノトスルコト

特殊銀行、會社ノ事業資金ヲ潤澤ナラシメムガ爲通常認メラルル特例ニシテ其ノ限度ニハ夫々差違アリ而シテ此ノ例外ヲ認ムル場合ニハ又社債ノ發行ニ付株主總會ノ決議ヲ不要トシ商法第百九十九條ノ規定ノ例外ヲ認ムルヲ通例トス

丙、會社ニ對スル政府ノ補助及監督

一、補助

(1) 政府ハ本會社ノ移民ニ關スル事業ニ對シ毎年相當額ノ補助金を交付スルコト

移民事業ハ多ク採算ヲ期シ難キモノナルガ故ニ之ニ對シテハ政府ヨリ相當額ノ補助金を支給スルノ要アルモノト認ム

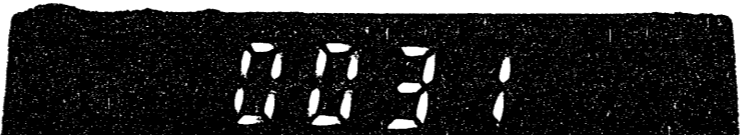
(2) 每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ會社ノ利益ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込資本金額ニ對シテ年六分ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セザルモノトスルコト

政府ガ特殊銀行、會社ノ設立ヲ援助スル爲(一)或ハ創立後一定期間一定率ノ株式配當ヲ爲スニ不足ナル金額ヲ政府ヨリ補助シ(二)或ハ會社ノ收益ガ政府所有以外ノ株式ニ對シ一定率ノ配當ヲ爲スニ不充分ナル場合ニ於テ政府所有株式ニ對スル配當ヲ免除スルハ通常行ハルル處ナリ本會社ニ對スル補助ノ方法トシテハ國

家財政ノ現状ニ鑑ミ且又^本會社ニ對スル官有地出資ノ關係ヲモ
考慮シ後者ヲ採用セムトス

二、監督事項

監督官廳ニ付テハ南滿洲鐵道株式會社ノ例ニ準ジ監督事項ニ付テ
ハ大體東洋拓殖株式會社ノ例ニ依レリ



調査項目

臺灣ニ於ケル官租地

一 各州應別地目別官租地面積

二 最近十年間累年地目別官租地面積

三 借地者別地目別官租地面積（内地人、本島人製糖會社、其ノ他ノ私人、公共團體別）

四 各州應別官租田畑農作物別植付面積

五 各州應別地目別官租

六 最近十年間累年地目別官租

七 各州應別地目別甲當平均官租

（五ヲ一ニテ除シタルモノ）

拓務省

（日本標準規格 B.5）

タイプライター用紙半裁

八 官租地貸付及管理方法ノ概要

九 官租徵收方法ノ概要

一〇 官租徵收費調（各州應市郡市應別官租地管理職員數、俸給賞與高、旅費額等ヲ含ム）

拓務省

（日本標準規格 B.5）

タイプライター用紙半裁

臺灣ニ於ケル官有未墾地

一 成因別各州廳別浮覆地面積及地圖

二 最近十年間累年各州廳別浮覆地面積

三 將來十年間累年成因別各州廳別生成見込浮覆地面積及地圖

四 最近十年間累年處分方法別各州廳別浮覆地處分面積（内地人、

本島人、製糖會社、其ノ他ノ私法人、公共團體ニ對スル處分、

官租地ニ編入等別）

五 最近十年間ニ處分シタル浮覆地ノ對内地人、本島人、製糖會社、

其ノ他ノ私法人、公共團體等別處分面積及其ノ内引續キ所有シ

居ルモノノ面積

タイプライター用紙半裁

(日本標準規格 B.5)

拓務省

臺灣ニ於ケル地價及地代

一 各州廳別各地目階級別單位面積當買實例

二 各州廳別各地目別主要作物甲當收穫量

三 各州廳別各地目別主要作物甲當年收穫

四 各州廳別各地目階級別單位面積當貸貸實例

五 主要市街地ニ於ケル標準借地料

タイプライター用紙半裁

(日本標準規格 B.5)

拓務省

研-0579

臺灣ニ對スル内地人移民

一 臺灣總督府及地方廳ノ内地人移民ニ關スル施設ノ沿革及現況ノ概要

二 民營ニ係ル内地人移民施設ノ沿革及現況ノ概要

タイプライター用紙半裁

(日本標準規格 B.5)

拓務省

臺灣銀行及華南銀行

一 臺灣各支店別擔保別貸付高

二 南支及南洋各支店別擔保別貸付高及無擔保貸付高

三 臺灣、南支及南洋各支店別債務者職業別貸付高

タイプライター用紙半裁

(日本標準規格 B.5)

拓務省

研-0579



拓務省

三和銀行、臺灣商工銀行、彰化銀行
 一各支店別擔保別貸付高及二擔保貸付高
 一各支店別債務者職業別貸付高

タイプライター用紙半戦

(日本標準規格 B.5)

拓務省

勸業銀行
 一臺灣各支店別擔保別貸付高
 一臺灣各支店別債務者職業別貸付高

タイプライター用紙半戦

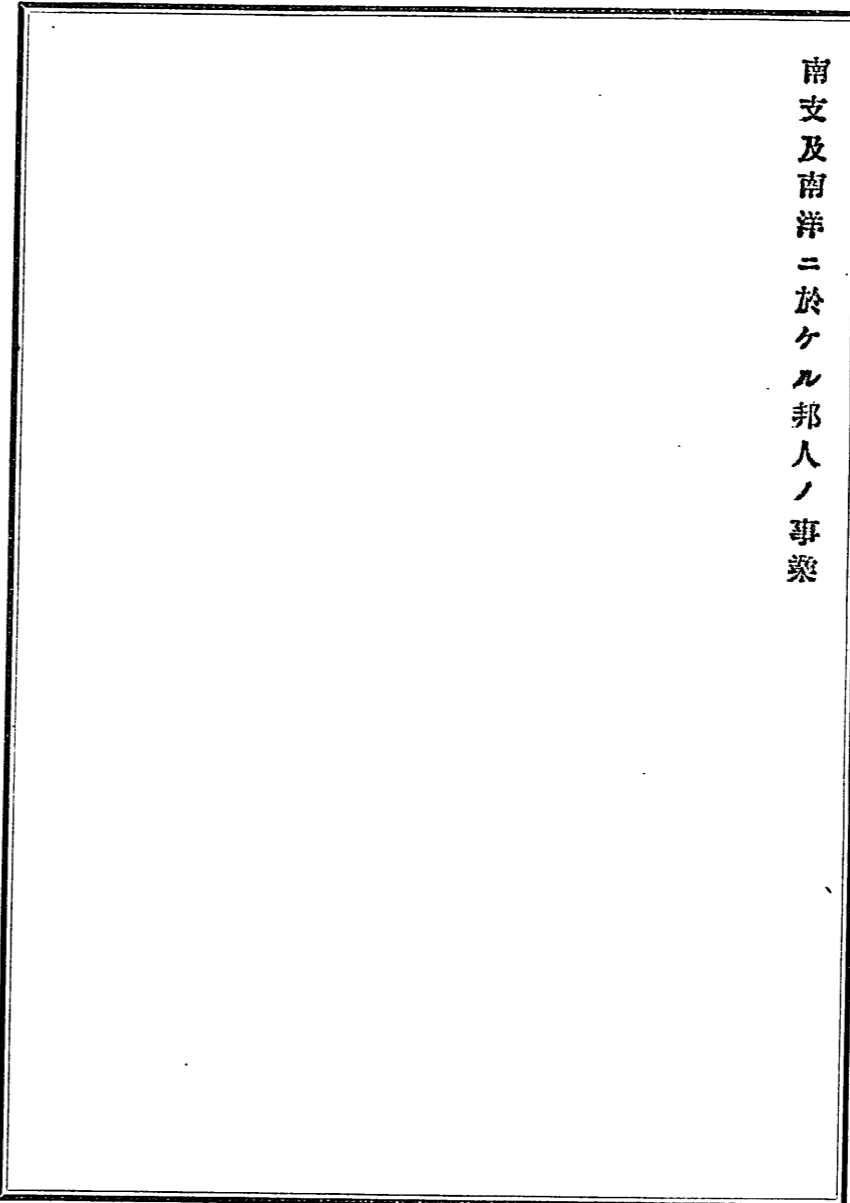
(日本標準規格 B.5)

研-0579



南支及南洋ニ於ケル邦人ノ事業

タイプライター用紙半裁

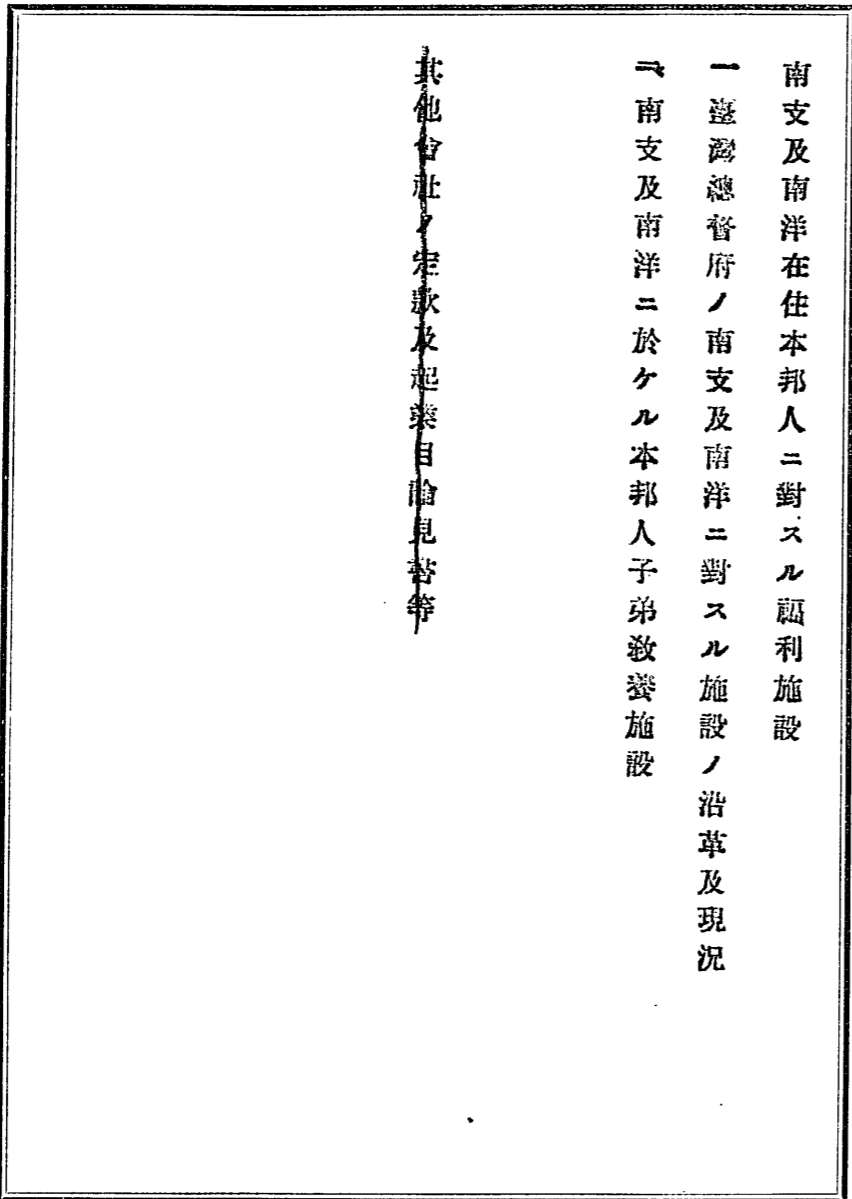


(日本標準規格 B.5)

拓務省

南支及南洋在住本邦人ニ對スル福利施設
一 臺灣總督府ノ南支及南洋ニ對スル施設ノ沿革及現況
二 南支及南洋ニ於ケル本邦人子弟救養施設

タイプライター用紙半裁



(日本標準規格 B.5)

拓務省

其他會社ノ定款及起業目録見替等

研-0579

0036

タイプライター用紙半裁

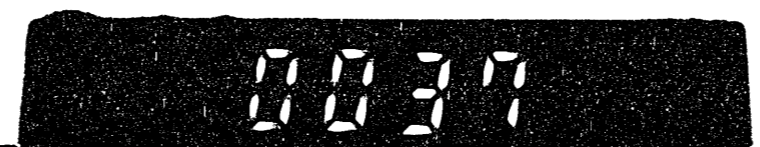
南支及南洋在住本邦人ニ對スル福利施設
一 臺灣總督府ノ南支及南洋ニ對スル施設ノ沿革及現況
→ 南支及南洋ニ於ケル本邦人子弟教養施設

其他會社ノ定款及起業目論見書等

拓務省

(日本標準規格 B.5)

研-0579

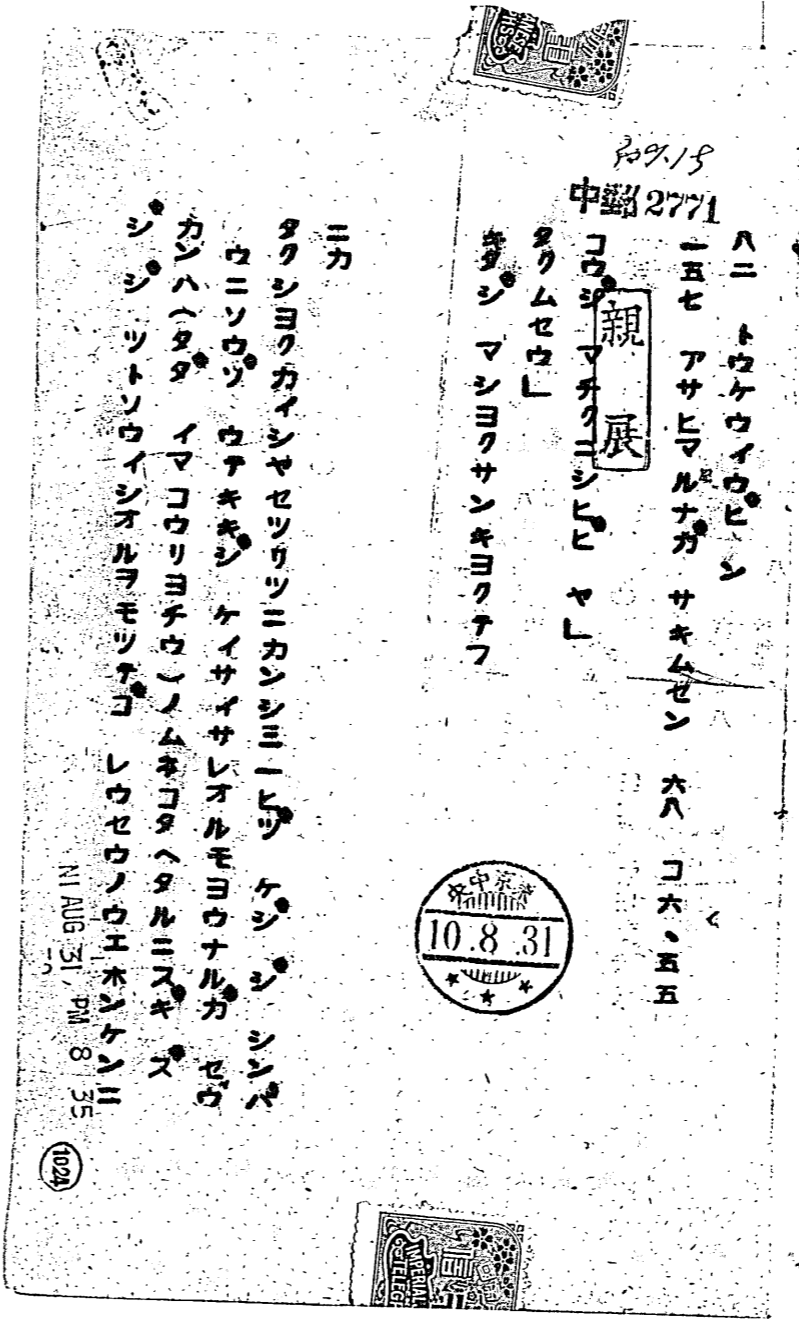


拓務省		電報譯文	
宛名	北島延彦局長	發信人	平塚台場監務長
拓務省	昭和十年八月三十一日午後九時一分受	發信局	朝日丸、長崎
拓殖會社設立に關し三十一日附時事新報に想像的記事掲載せし居る模様ナルが小官は「只今考慮中」ノ旨に答へたるに過ぎず事案と相違し居るヲ以テ御録承の上本件に關してハ將來宜シク申配慮弗願申上げ			

拓務省

研-0579





29/15

中郵 2771

ハニトウケウイウビ
一五七 アサヒマルナガ サキムゼン 六八 二六、五五
親展
コウマキクニシエヤ
タリムセウ
キタシ マシヨクサンキヨクナフ

中郵
10.8.31
★

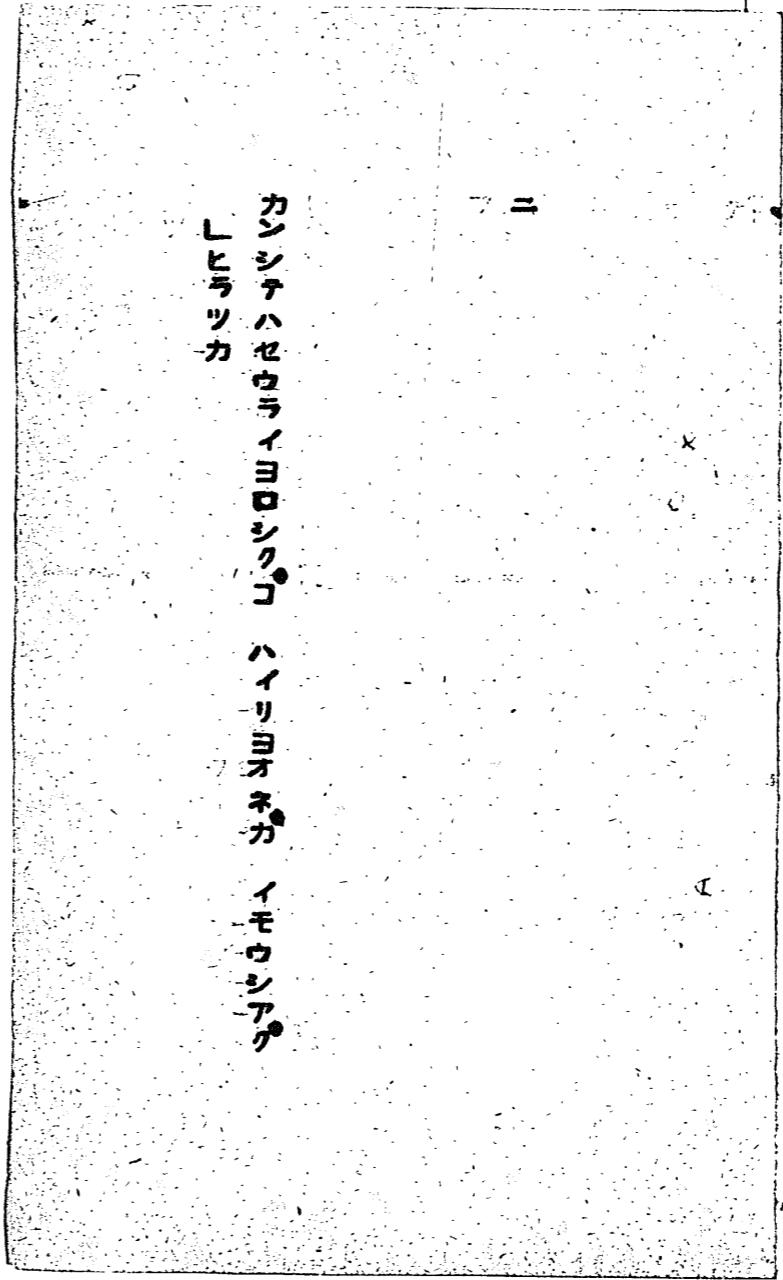
ニカ
タウシヨウカイシキセツリニカンシニドツ ケシ シンバ
ウニソウツ ウチキキシ ケイサイサレオルモヨウナルカセウ
カンハ(タタ)イマコウリヨチウ(ノムネコタ)ハタルニスキ
シシ ットノウイシオルヨモツナコ レウセウノウエホケンニ

NI AUG 31 PM 8 35

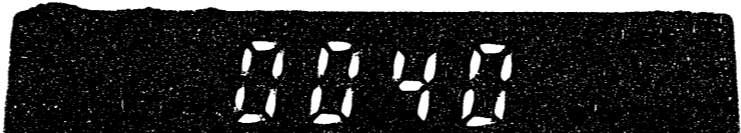
102A

研-0579





研-0579



供覧

次

官

11.1.6
拓務省

第13号
11.1.6
拓務省殖産局

拓第 號 昭和十年十二月二十八日午後 時 分 主任

宛名 田五郎右大臣 發信人 中川公海右将

電報譯文親展

拓植會社 拓務省 拓務省殖産局 拓務省

臣、同意ヲ得ラレタリ 趣 附ニ送ニ

又 厚ク仰礼申上ル

拓務省

(日本標準規格 B 5)

研-0579

0042

IMPERIAL JAPANESE TELEGRAPHS

報 2953
8.50

四三三 トウケウイウピ
イリムニ九〇 タイホク 九〇三 三五、五八

至急官報 校電報

親 展

オケフシ
タクムセウ
コタ マタクムダイジン

10.12.28

ウナニカ
ク
ス
ア
フ
カ
ム
ニ
ン
ヨ
リ
カ
イ
シ
ホ
ノ
エ
ラ
イ
タ
ロ
ス
モ
ム
キ
カ
ン
シ
ヤ
カ
オ
ウ
エ
カ
イ
シ
ホ
ノ
エ
ラ
イ
タ
ロ
ス
モ
ム
キ
カ
ン
シ
ヤ
カ
オ
ウ
エ

ナカカ
ワ
ン
ウ
ト
ン
N
D
E
C
2
8
P
M

1011

116

研-0579

0043

接 受 起 案	昭 和 七 年 一 月 九 日	第 号 外 號	決 裁	昭 和 七 年 一 月 九 日	完 結	昭 和 七 年 一 月 九 日	送 發
------------------	--------------------------------------	------------------	--------	--------------------------------------	--------	--------------------------------------	--------

午後二時五分

殖産局長

理財課長

〇

〇

電報案

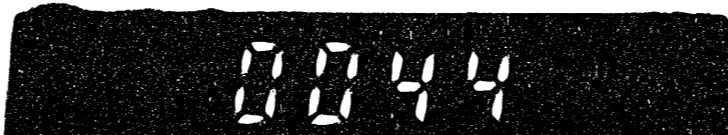
殖産局長

〇

台湾總督府審議室

川村事務官宛

石務省
公債拓殖會社提案「議會再開劈頭」



(電報譯文用紙用)

拓 第 第 外 號 昭 和 十 一 年 一 月 九 日 午 後 九 時 分 受 主 任

宛 名 北 島 殖 彦 君 發 信 人 台 湾 川 村 七 郎 七

電 報 譯 文

貴 電 拜 誦 明 日 長 途 之 回 行 上 京 ノ 答 宣 敷

願 ヒ 上 グ

備 考

十 日 廿 三 日 迄 本
十 日 廿 三 日 迄 本

夜 車 三 時 迄

拓 務 省 長



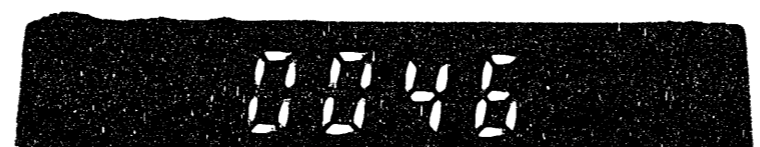
電 報 譯 文 長



拓 務 省

(日本標準規格 B 5)

研-0579



電 報

中郵 2181

11月6日

五〇四四	トウケウイウビ	ン
イリムニ	五三	イホク六七二
トウケウシ		コ四、八
ニシヒビ	ヤ	
タクムセウ		
キタジ	マシヨクサンキヨクテウ	
ウナムニ		
キデ	ンハイセウメウヒテウカンニト	ウコウゼ
ヨロシクネガ	ヒアグ	○カワムラセルセ
		ウケウノハツ

至急官報

昭 昭

11.1.9

11.1.10

1417

119

郵政省 電信局 台 無

研-0579

0047

供覽

甲

大臣

第260号
11.3.19
拓務省

第86号
11.3.19
拓務省

拓第 號 昭和十一年 三月十八日午後 七時五分受 主任

宛名 永田拓務大臣
殖産局長
電報譯文至急親展
中川台湾総督

官 文書課長
台湾拓殖會社ノ件 貴大臣ト大藏大臣ト
御協議ノ結果特別議會ニ提案セスト

ノ事ニ應決定相成リタル趣ノ處本會社
ハ南支南洋ニ對スル帝國ノ經濟的發
展ニ關シ臺灣ノ有スル使命ヲ遂行スルガ

拓務省

(日本標準規格 B5)

(電報譯文用紙乙)

ガ為必要ノ檢閲トシテ設ケル旨ノ多分
ニ存スル事御承知ノ通りニ有之是ガ為
ニハ現下ノ情勢ニ照シ一日モ志シ難キモノ
有ルノミナラス昨午秋開催ノ熱帯産業
調査會ニ於イテモ熱烈ニ希望セラレタル
關係モ有之時期ヲ逸セザル事肝要ナリ
ト存セラルルニ付是非共今期議會ニ提

拓務省

(日本標準規格 B5)

研-0579

0048

策せらるる様格別ノ御配意相仰 ^り 度 特ニ御願ヒス									

電報文用紙乙

拓務省

(日本標準規格 B5)

0049

研-0579

ツテンニカンシタイワンノユウスルシメイヲスイゴウスルガタメ
 ヒツヨウノキカントシテモウクルシユシノタテニソンスルコト
 ゴセウチノトホリニコレアリコレガタメニハケンカノゼウ
 セイニテラシニチモユルウシカタキモノアルノミナラズサク

ウナニカ
 タイワンタクシヨクカイシヤノケンキダ イシントオホクラダイ
 ジントゴケフキ ノケツカトクヘ ツギカイニテイアンセ
 ズトノコトニオウケツテイアイナリタルオモムキノトゴロホン
 カイシヤハナンシナンヨウニタイスルテイコクノケイサ イテギハ

ナカ タタクム イシン 殿

至急官報
 郵 2680
 三九四 トウケウイウビ
 イリ 三九一 タイホク 八四五 コ五、四八

11.3.18
 1897

MAR 18 PM 7 26

研-0579

0050

ネンアキカイサイノネツタイサ
ンゲ ウテウサカイニオイテモネ
ツレツニキホ ウセラレタルカ
ンケイモコレアリシ キヲイツ
セサルコトカンヨウナリトソ
ンセラルルニツキセ ヒトモ
コンキギ カイニテイアンセ
ラルルヤウカクヘ ツノゴ
ハイイアアホ

キ タクトクニオネカ
ヒスナカカ ワタイワ
ンソウトク

0051

11.3.19

甲

六

次

官

11.3.19
拓務省

第260号
11.3.19
拓務省

拓第 號 昭和二十一年三月八日午後八時 分受 主任

殖産局長 入江拓政次官 發信人 中川臺灣總督

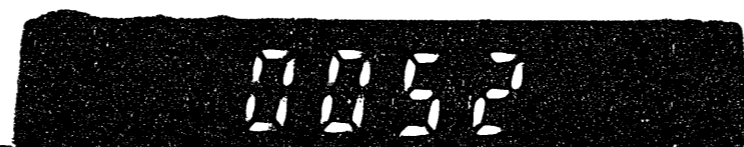
電報譯文至急親展

臺灣拓殖會社ノ件御高配ニ不拘一應
提案見合ハトニ決定ニテ由現下ノ情勢
ニ鑑ミ遺憾ニ不堪早速貴省大臣及大
藏大臣ニ御再考方懇願ノ實報ヲ發シ前
別途手續仕リテ通小官又上京陳情ノ積
リニ付御含ミテ是非トモ案現方比ノ上共
特別ノ御配意御願ス

拓務省

(日本標準規格 B 5)

研-0579



ホ ウヲハツシナホヘツトテツツ キツカマツリタルトホシセ
 ウカンモセウケフチンゼ ウノツモリニツキオフクミヲモツテセ
 ヒトモシツケンカタコノウヘトモトクヘツノゴ ハイイオネク
 ガヒスレナカガワソウトク

二

研-0579

13800

三九五 トウケウイウビ
イリニニハタイホク 八四六 コ五、四八

至急官報

親展

中郵 郵 6
マルノウチ
イリエタクムシカン殿
タタクムセウ

ウナニカ
 タイワンタクシヨクカイシヤノケンゴ コウハイニカカハラズ
 オウテイアンミアハセノコトニケツシタルヨシケンカノゼウセ
 イニカンガミイカンニタヘズ サツソクキセウイジンオヨ
 ビオオクラダ イジンニゴ サイコウカダコンガ ンノキ
 ン

中央郵政
11.3.18
* * *

NI MAR 18 PM 7 27

0053